

○沖縄大学基本方針

(2012年10月29日理事会制定)

改正	2016年 4月18日	2022年 5月23日
	2016年10月24日	
	2019年 3月25日	
	2022年 2月21日	

沖縄大学は、「地域に根差し、地域に学び、地域とともに生きる、開かれた大学」を大学の理念と自覚してきた。その理念を創立50周年にあたり、「地域共創、未来共創の大学へ」へと再定義し、沖縄大学憲章（2012年10月29日制定。以下「憲章」という。）を定めた（当初は新沖縄大学宣言）。

憲章が、大学の教育、研究、運営にわたるあらゆる部面で具現化するよう、以下の8つの基本方針を定める。

1. 沖縄大学の学生支援に関する方針

- (1) 教職員が連携し、学生一人ひとりに対し、きめ細かい支援を行う。
- (2) 各種奨学金制度を充実させ経済的支援を強化し、学生が学修に専念できる環境を整える。
- (3) 障がい学生支援体制の充実とともに、障がい学生をサポートする学生の育成を行う。
- (4) サークル活動、ボランティア活動、学生が企画実施する課外活動等、学生の人間的成長、社会性を培う取組みを積極的に支援する。
- (5) 保健室、学生生活支援室の機能を充実させ、学生のメンタルヘルスサポートを強化する。
- (6) ハラスメントのないキャンパスづくりを目指し、相談体制を強化するとともに、防止に向けての啓発活動を継続的に行う。
- (7) 学生支援を充実させるため、大学、保護者（後援会）、卒業生（同窓会）、3者の連携を強化する。
- (8) 部門を超えた組織的な相談体制を強化し、早くから職業観の形成を強化していく。
- (9) 学生一人ひとりの個性やニーズに合った就職支援を推進する。

第1編 基本 (沖縄大学の基本方針)

2. 沖縄大学の社会との連携・協力に関する方針

憲章は、「沖縄大学は、地域に根ざす大学として沖縄にしっかりと根をおろし、教育と研究の相乗効果で沖縄の活性化に尽力し、そのことを通じて学生を共育し大学の活性化を図ります」と述べている。これを踏まえ、沖縄大学の社会との連携・協力に関する方針を以下のように定める。

- (1) 沖縄大学の基本理念は、「地域共創・未来共創の大学へ」であり、その実施にあたっては、地域研究所をはじめとする学内組織及び全ての教職員、学生が連携して取り組んでいく。
- (2) 地域との連携は、地域研究所に設置した地域共創センターを軸に強化発展させる。
- (3) 教育においては、地域との「共創力」を涵養するために、学生主体・市民参画の学びの場を共に創る。地域での多様な学びの場を学生のために確保すると同時に、大学を地域社会に開き、社会人の学び直しなど生涯教育の拠点としていく。地域の人々を大学に招いて学ぶと同時に、教職員・学生も地域での学習活動に積極的に参加・協力する。
- (4) 研究については、「地域共創」の理念のもと、地域との共同研究を積極的に展開し、地域活性化を目指す。研究テーマとしては、沖縄という地域が直面する「平和」、「人権」、「環境」、「経済的自立」、「福祉」などに重点を置く。
- (5) 教育・研究の成果は、出版、インターネット、公開講座、土曜教養講座等を通じて積極的に地域に公開していく。また、常にホームページ等を通じた大学情報の地域への公開に努め、そのことを背景に地域の産官民の多様なステークホルダーと提携していく。

3. 沖縄大学の国際交流に関する基本方針

「地域共創・未来共創の大学へ」という本学の理念に基づき、外国を含めた地域社会と協働できる人材を養成すべく、国際的通用性の高い教育・研究を組織的に推進することとし、「国際交流に関する基本方針」を次のとおり定める。

- (1) 教職員・学生の海外派遣を積極的に推進するとともに、海外派遣プログラムの充実を図る。
- (2) 海外からの学生の受け入れを積極的に行うとともに、これを通して本学の国際化を推進する。
- (3) 国際交流活動を組織的に推進するため、派遣協定等を締結している大学との交流の活性化を図るとともに、新たに実りある交流が期待される大学等との協定の締結に努める。

第1編 基本 (沖縄大学の基本方針)

- (4) 本学の教育・研究の現状及び成果を海外に伝達するために、ホームページや刊行物の作成・充実に努める。
- (5) 留学生交流及び国際交流を促進するため、国際交流室を中心に関連部局と連携し、当該事業の推進に努める。

4. 沖縄大学の教育研究等環境の整備に関する方針

- (1) 校地・校舎の面積が大学設置基準を満たしていることは当然の前提として、教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じて、教育効果を上げるために、ハード及びソフトの両面から必要な教育基盤を整備する。
- (2) 本学における教育・研究及び事務の効率化を図るため、マルチメディア教育研究センターを中心に、情報インフラを整備する。
- (3) 効果的な教育活動、学生の授業外及びキャンパス外での学修を促進するために、マルチメディア教育研究センター及び教務課を中心に、ICTを利活用した学習支援環境の整備を図る。
- (4) 学生の主体的学習の促進と、学生中心の教育を支援するために、図書館は、学習図書館としての機能を充実させるとともに、地域に根ざす大学の図書館として地域関連資料の収集・展示などを通じて地域社会と連携した「学びのコミュニティ」形成を目指す。
- (5) 学生の教育、教員の研究の両面を支えるために、図書館は、マルチメディア教育研究センター、地域研究所、教職支援センターなど学内諸組織との連携を強めるとともに、国立情報学研究所や他の図書館とのネットワークを整備し、学術情報サービスの一層の充実を図る。
- (6) 生涯学習の進展による高齢学生への配慮、さまざまな障がいを抱える学生への配慮からバリアフリー、ユニバーサルデザインのキャンパスを目指し、多様な視点からキャンパスアメニティの一層の充実を図る。
- (7) 「エコキャンパス宣言」(沖縄大学環境方針)に基づき、環境に配慮した「エコキャンパス」作りを目指し、これに必要な教育研究を実践する。
- (8) 沖縄大学防火・防災管理規程及び各部局の危機管理マニュアルに基づき、学生及び教職員の安全確保を図るとともに、本学の施設・設備・土地等を災害から保護する方策を講ずる。
- (9) 教員の研究活動を促進させるため、さまざまな面で研究支援体制を整える。
- (10) 研究倫理に関する規程の整備、関連する組織体制の強化、研修機会の確保等に努めるとともに、研究倫理の遵守状況の点検を定期的に行う。

5. 沖縄大学教職員の行動指針

教職員は、新沖縄大学宣言（沖縄大学憲章）の理念「地域共創・未来共創の大学へ」のもと、高等教育に携わる者として社会的責務を自覚し、次に掲げる規範に基づき行動する。

- (1) 本学の理念を実現する教育を行い、すべての学生の個性と能力を開花させ、地域の未来を共に創り上げていく人材を育成できるよう、教育及び学習環境を整備するとともに、授業内容や教育課程の改善を通じ、学びの質を常に高める努力を行う。
- (2) 学生、教職員及び職務の遂行上関わる全ての人の基本的人権、人格、価値観、プライバシーを尊重し、いかなるハラスメント、差別または人権侵害も行わない。
- (3) 教職員がお互いの立場と役割を理解し、尊重し合い、協力関係を深めることにより、学生へのサービスの向上と本学の理念の達成に努める。
- (4) 地域社会から大きな期待と支援を受けていることを深く自覚し、地域社会との交流や連携を推進し、地域社会の未来を共に創りあげていく。
- (5) 地域環境の保全を大学が社会的責任を果たしていく上での重要な課題のひとつとして認識し、エコキャンパス作りの推進とともに、地域の環境と安全を守るための研究・教育を実践していく。
- (6) 学生及び教職員等の個人情報をはじめ、教育機関として保全すべき重要な秘密情報の管理を徹底し、適正な取り扱いを実行する。
- (7) 法令及び学内諸規程を遵守し、社会規範・道徳に対しても高い意識を持ち行動する。
- (8) ソーシャルメディア等での情報発信に際しては、情報の正確性、適切性等について十分に考慮する。

6. 沖縄大学の求める教員像

大学における教育は、大学教員の質によって大きく左右されるため、本学の求める教員像を、次のとおり定める。

- (1) 研究分野における専門的な力量、業績があることを前提とした上で、沖縄に深い関心を持ち、本学の理念である「地域共創・未来共創の大学へ」に共感し、腰を据えて研究、教育及び沖縄大学の運営に取り組める教員。
- (2) 本学の学生を理解し、一人ひとりの学生を大切に、学生のニーズにも配慮して講義や演習、学生指導に当たる教員。
- (3) 自らの研究課題、テーマに取り組む姿勢を通して、学生に、学ぶ楽しさ、困

第1編 基本 (沖縄大学の基本方針)

難を乗り越える勇気、そして、他者とともに、暮しやすく、希望のもてる社会を創り出す意欲をもてるよう、サポートできる教員。

- (4) 地域社会に期待され大切にされる大学の一員として、地域とともに生きる教員であることを期待し、共に地域社会をつくり、未来を創造する人材を育てる教員。

7. 沖縄大学の教員組織編成に関する方針

- (1) 専任教員の数は、文部科学省の設置基準以上を常時確保する。
- (2) 専任教員の配置は、学科間、専門教員と共通教員、教職教員のバランスに配慮し、常任理事会において定める。
- (3) 学部長は、学部の運営に責任を持つとともに、全学的経営に責任を分担する。学科長は学部長を補佐するとともに、学科の意見を取りまとめ、学科の日常業務を処理する。専攻・コース主任は、専攻・コースの意見を取りまとめるとともに、学科長との連携を行う。研究科長は、研究科の運営に責任を持つ。
- (4) 教員採用について、全学的見地から基本方針を審議し、調整を行うため、学長を長とする教員採用調整委員会を設置する。
- (5) 教員採用にあたっては、学部学科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを確実に実施する観点から必要な人材を登用する。
- (6) 教員採用にあたっては、本学の求める教員像を明確に示し、大学の理念が研究・教育において実現できるようにする。
- (7) 主要な科目については、原則として専任教員を配置する。
- (8) 教員組織編成の方針や適切性等について、全学的な視点から継続的に点検・評価を行うために、教員組織編成検討評価委員会を設置する。
- (9) 「教育職員任用の基本基準及び資格基準に関する規程」、「教員の昇任の手続に関する規程」、「教員採用の手続に関する規程」、「特別任用教員の任用に関する規程」及び「沖縄大学大学院現代沖縄研究科担当教員の資格審査及び資格基準に関する規程」を定め、教員の質を確保し、かつ、公正で透明性の高い人事を行う。
- (10) 昇任に際しては、研究、教育、学内運営への貢献、社会的活動を評価する。
- (11) 教員の資質向上のため、「学外研究員規程」を定め、年間二人以内を国内研究員、国外研究員として学外で研究に従事することを認める。
- (12) バランスのとれた年齢構成となるよう努める。
- (13) ジェンダーバランス、実務経験、国際化に配慮する。

8. 沖縄大学の管理運営に関する方針

- (1) 民主的な大学運営の伝統を大切にし、今後も大学構成員一人ひとりが自由に意見を述べあえる環境を整備していく。
- (2) 教職協働を更に推進し、全沖縄大学人が学生の教育に心を一つにして取り組む大学づくりを目指す。
- (3) 教学組織と法人組織の関係・権限等を明確にして、両者の連携協力関係をより円滑にし、全学的な責任のある意思決定と、より適切な管理運営体制を確立する。
- (4) 中長期経営計画が適切に遂行されているか、進捗状況を定期的に点検する。そしてそこから課題を抽出し改善へと繋げていく。
- (5) 事務職員の採用にあたっては、求められる職員像を明確にし、公募により公正に実施する。また、昇任については、基準を明文化し適正に行う。
- (6) これからの大学の発展には事務職員の能力の発揮が必須であり、職員一人ひとりの意欲・資質の向上を図るため研修等の取り組みを強化する。
- (7) 時代の変化に対応しうる、弾力的で効率的な組織の在り方をめざして不断に検証し、必要な組織改編を行う。
- (8) 安定した財政運営のために、毎年の事業活動収支差額比率を10%以上確保する。そのために、学生生徒納付金収入や人件費支出など、収支バランスを考慮した予算の編成・執行を行う。
- (9) 教職員の働く環境を整備し、安全と衛生を確保する。また、長時間労働がなくなる適切な人員配置を行う。
- (10) 法令遵守を徹底し、情報を積極的に公開する。

附 則 (2012年10月29日制定)

この基本方針は2012年10月29日より施行する。

附 則 (2016年4月18日改正)

この基本方針は2016年4月18日より施行する。

附 則 (2016年10月24日改正)

- 1 この基本方針は、理事会が改廃する。
- 2 この基本方針は、経営企画室が所管する。
- 3 この基本方針は、2016年11月1日から施行する。

附 則 (2019年3月25日改正)

この基本方針は2019年4月1日より施行する。(第7項改正)

附 則 (2022年2月21日改正)

第1編 基本 (沖縄大学の基本方針)

この基本方針は2022年2月21日より施行する。(前文および第7項改正)

附 則 (2022年5月23日改正)

この基本方針は2022年5月23日より施行する。(第5項改正)